

番号	1～7
項目	1. 国は、「放課後児童クラブ（以下、児童クラブ）の入所を希望するが、なんらかの理由で利用できなかった」児童を“待機児童”としています。大阪市においては、全児童対策事業として事業趣旨の違う児童いきいき放課後事業で受け入れているため、国に対しては「待機児童なし」と報告しています。 留守家庭児童対策事業（放課後児童健全育成事業）と児童いきいき放課後事業（放課後子供教室事業）について、国に対して申請しているそれぞれの事業の目的・趣旨の違いを明確にした上で、就学前児童と小学生の家庭、それぞれにニーズ調査を行い、その結果を公開してください。 2. これまで市内の児童クラブにおいて、安心安全な保育を維持するために広い施設への移転を行ったり、待機児解消のための新規開設や受け入れ児童数を増やすために分離分設を行う事業所がありました。 大阪市は「移転関連の費用に関して、補助金の対象経費に含まれている」と回答されてきましたが、現在の補助金額は各事業所が運営維持するだけでも不足している状況です。 保護者や事業所の負担の上で運営している大阪市の学校外にある児童クラブが、移転経費の不安なく施設改善を進めるために、国の「放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）」などを、国の基準に合わせて大阪市内で予算化し、財政的支援をしてください。 また、賃貸借契約する際に事業所の証明ができるように、法に明記された事業であり、大阪市からの補助金を受け取る事業所であることが分かる証明書を発行してください。 3. 近年の物価高騰が各児童クラブの運営に大きく影響を与えています。特に 10 人ランクの児童クラブにおいては、平均登録児童数が 19 人と 20 人との間で 110 万円以上の補助金格差があります。緊急的な物価高騰に対する補助金を予算化するとともに、国の補助基準で生まれている差について、大阪市単独の補助金増額で補ってください。 4. 大阪市内において、今年度からオンラインでの申請作業と併せて、「月次報告」の作業が追加されました。年々業務量が増えている支援員等の事務負担を減らすために、国は、育成支援の周辺業務を担う職員の配置経費への補助として、「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」を予算化しています。大阪市内においても新規予算化してください。 5. 支援員・補助員の不足が深刻です。求人募集にかかる費用負担を軽減するために、新規予算を付けてください。また、大阪市のホームページにおいても、児童クラブの

	職員募集の情報提供を行ってください。 6. 放課後児童クラブに通わせたい保護者に向けて、学校や保育所・園へ入所ビラの設置や配布、学校内での説明会等、希望する児童クラブが広報できるように、教育委員会等関係部局と調整してください。 7. 大阪市において、シングル家庭や貧困家庭は増加傾向にあります。保護者が労働等によって保育に欠ける児童となるにもかかわらず、高額な保育料負担が原因で放課後児童クラブへ入所できない状況が生まれています。 放課後児童健全育成事業の利用を希望する家庭が、趣旨の違う事業を選ばずに済むために、シングル家庭や困窮する世帯に対する保育料の減額など、新規予算化をしてください。
	(回答) 1. 2. 4. 7. 本市における放課後児童施策は市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者（放課後児童クラブ）への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 国の「放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）」及び「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」の経費につきましては、既に大阪市留守家庭児童対策事業の運営費補助金の対象経費に含まれております。 児童いきいき放課後事業は、無料で利用できる放課後の居場所を提供しており、ひとり親家庭等の自立促進や貧困対策に寄与していると考えております。 また、放課後児童クラブに対しましては、令和4年から、障がい児や医療的ケア児の受入れに必要な職員を追加配置するための補助の拡充、支援員等の処遇改善にかかる臨時特例事業などを実施しているほか、運営費補助については、これまでも補助単価を上げるとともに、令和6年度には、新補助基準による増額を行っており、児童の育成支援の充実を図りながら、支援員等の業務負担の軽減にも努めているところです。 なお、放課後児童健全育成事業の実施にかかる証明につきましては、ご要請いただければ発行いたします。 3. 昨今の運営費補助については、国から示される補助単価が増嵩しており、本市においても、放課後児童クラブが安定して運営できるよう、国の補助基準にあわせて増額を行っているところです。 なお、児童数が10名から19名の放課後児童クラブに対しては、小規模放課後児童クラ

ブ支援として、運営費に 60 万円程度の加算を行ったうえで補助しています。

5. 6.

「留守家庭児童対策事業」は、民設民営で実施する留守家庭児童を預かる取り組みに対する補助事業であることから、各事業者において広報活動等を行われるのが基本と考えております。

その上で、事業を所管しているこども青少年局において、市民からの問い合わせや相談などに応じるとともに、本市ホームページにおいて、放課後児童クラブの実施場所や連絡先を掲載し周知を図っており、令和6年3月から、希望する放課後児童クラブについて、実施場所をクリックすると放課後児童クラブのホームページへ移行できるよう、リンクの貼り付けを行っております。

また、留守家庭児童対策事業と児童いきいき放課後事業の実施場所や連絡先をまとめたパンフレットを作成しており、各区への配布や、各小学校への情報提供など、周知を図っております。

担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9559
----	--